大阪府

○副議長選挙
岩下学副議長は、五月二十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　杉本　武
○監査委員選任
三田勝久委員は、五月二十日辞職し、同月二十一日次の者が選任された。
監査委員　中川　隆弘

山口県

○議長選挙
柳居俊学議長は、五月十日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　柳居　俊学
○副議長選挙
新谷和彦副議長は、五月十日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　畑原　基成
○監査委員選任
塩満久雄委員及び岡村精二委員は、五月十四日辞職し、同日次の者が選任された。
監査委員　河村　敏夫
同　石丸　典子

横浜市

○議長選挙
佐藤茂議長は、五月十四日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　佐藤　祐文
○副議長選挙
川辺芳男副議長は、五月十四日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　仁田　昌寿
○監査委員選任
森敏明委員は、五月十三日辞職し、同月十四日次の者が選任された。
監査委員　山田　一海
仁田昌寿委員は、五月十三日辞職し、同月十四日次の者が選任された。
同　谷田部孝一

名古屋市

○監査委員選任
伊神邦彦委員及び服部将也委員は、五月十七日辞職し、同日次の者が選任された。
監査委員　中田ちづこ
同　小林　祥子

京都市

○監査委員選任
富喜久夫委員及び谷口弘昌委員は、五月十五日辞職し、同月十六日次の者が選任された。
監査委員　大西　均
同　久保　勝信
○議長選挙
大西均議長は、五月十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　橋村　芳和
○副議長選挙
山岸たかゆき副議長は、五月十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　隠塚　功

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十五年六月六日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年七月十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　中山　正介
生年月日　昭和五十三年五月三日生
旅券申請上の住所　東京都足立区
二、返納すべき旅券
旅券番号　TK六二六八五〇一
発行年月日　平成二十四年二月十日
旅券名義人　中山　正介
三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、平成二十五年五月十日、大垣簡易裁判所から、不正作出支払用カード電磁的記録供用、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十五年五月二十三日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成25年６月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年６月６日
厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
宮城県	
東京都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛知県	名城病院及び東海病院
大阪府	大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県	六甲病院
広島県	広島記念病院
香川県	高松病院
福岡県	千早病院
大分県	新別府病院

公　聴　会

長崎医療センターヘリポートの施設変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成25年６月６日
大阪航空局長　福内　直之

1　事案の内容　平成25年国土交通省告示第622号に係る長崎医療センターヘリポートの施設変更について
2　日時　平成25年７月２日15時00分
3　場所　上久原公民館
長崎県大村市久原２丁目1032－1
4　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）
5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成25年６月18日17時までに必着するよう、郵便番号540－8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。
6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時30分から上久原公民館で行い、傍聴券を交付する。

記

(1)　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者
(2)　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項
(3)　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
(4)　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
(5)　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
(6)　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。